

規定の改正について

以下の規定につきまして、2026年4月13日付で改正を行います。

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
<p>第1条～第10条 (省略)</p> <p>第11条 (取引の制限等) <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第12条 (「JAの投信つみたてサービス」の解約) 本サービスは、<u>投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</u></p> <p>① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。 ② お客様が本サービスを1か年以上利用しない場合。 ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。 ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</p>	<p>第1条～第10条 (同左)</p> <p>(追加) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第11条 (「JAの投信つみたてサービス」の解約) 本サービスは、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。 ② お客様が本サービスを1か年以上利用しない場合。 ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。 ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</p>

改正後	改正前
<p>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることとなりますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができますこととします。</p> <p>① 当該約款第17条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>② 当該約款第17条（第1項および第2項を<u>除きます。</u>）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>第13条（その他） （省略）</p>	<p>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることとなりますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができますこととします。</p> <p>① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>② 当該約款第16条（第1項および第2項を<u>除く</u>）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>第12条（その他） （同左）</p>

以 上

2026年4月13日
北海道信用農業協同組合連合会